治験に係る経費に関する規定

小倉記念病院

- *本規定は、企業治験及び医師主導治験、製造販売後臨床試験に適用する。 ただし、医師主導治験において、依頼者が定める規定がある場合は、適宜 協議し係る経費を決定する。
- 1. 治験に係る経費
- I. 直接経費・・・当該治験に必要な直接的、事務的、管理的経費
 - 1. 審査費用 (初回) ※継続中の当該治験に係る審査については、「VI. 継続審査経費」参照 1 治験につき 200,000 円 (税別)
 - 2. 臨床研究費
 - ○算出基準:ポイント数×単価×実施症例数
 - ※ポイント数の算出は、別表(書式 KMH4-薬/機)の通り

なお、治験薬の投与期間が延長した場合は25週毎に9P加算する

※単価:原則、6,000円(税別)

○算出基準:単価×観察期脱落症例数

※単価:原則、医薬品 70,000 円(税別)、医療機器 50,000 円(税別)を目安に適宜協議し 決定する

- 3. 治験薬·治験機器管理費
 - ○算出基準:ポイント数×単価×実施症例数

※ポイント数の算出は、別表(書式 KMH5-薬/機)の通り

なお、治験薬の投与期間が延長した場合は 25 週毎に 9P 加算、治験期間の延長 1ヵ月単位 毎に 1P 加算する

※単価:原則、1,000円(税別)

- 4. 治験推進経費
 - ★院内 CRC 利用の場合
 - ○算出基準:ポイント数×単価×実施症例数

※ポイント数の算出は、別表(書式 KMH6)の通り

※単価:原則、6,000円(税別)

- ★外部 CRC 利用の場合 (SMO に委託する場合)
- ○算出基準: 実施症例数×150,000 円(税別)
- 5. 被験者負担軽減費

○外来: 1 来院につき 10,000 円 (非課税)

○入院:原則、1入院につき 10,000円(非課税)

2013.12 月作成 2015.5 月一部改変 2016.12 月一部改変 2018.6 月一部改変 2018.8 月一部改変 2019.5 月一部改変 2021.7 月一部改訂 2022.3 月一部改訂

- 6、事務局経費…当該治験を実施・管理するために必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、 通信費、及び治験事務や IRB 事務等に係る経費
 - $\bigcirc \{(1)+(2)+(3)+(4)+(5)\} \times 20\%$
- Ⅱ. 間接経費・・・技術料、機械損料、施設使用料等の費用
 - (I. 直接経費) × 30%
- Ⅲ. 端末使用経費・・・当該治験に伴う電子カルテ使用に係る経費
 - ○1治験につき100,000円(税別)※症例追加の際は20,000円(税別)×症例数
- Ⅳ. 治験導入経費・・・当該治験導入に必要な準備、相談に係る経費○1治験につき 100,000円(税別)
- V. 治験資料保管経費・・・当該治験終了に生じる資料保管に係る経費
 - ○1治験につき150,000円(税別)
 - ※ただし、保存期間が15年を超える場合は、1年毎に10,000円(税別)を加算する 治験終了後に保管期間が延長された場合も都度経費の精算を行う
- VI. 継続審査経費・・・継続中の当該治験に係る審査経費
 - ○通常審査:1回につき20,000円(税別)
 - ○迅速審査:1回につき10,000円(税別)
 - ○緊急審査(予定外で委員招集が必要な場合):1回につき50,000円(税別) ※治験審査結果通知書(書式5)の発生を1回と数える
- WI. 原資料閲覧経費・・・SDV・モニタリング・監査等に必要な経費
 - ○SDV・モニタリングの場合:1治験1日(電子カルテ1台)につき10,000円(税別)
 - ○監査等の場合:原則、1治験1日につき100,000円(税別)
 - ※SDV・モニタリング・監査の対応時間は原則 9:00~17:00 までとする
 - ○リモートモニタリングの場合: 1治験1回(1時間以内)につき10,000円(税別)※「治験等におけるリモートSDVへの対応について(2021年2月9日付)」参照

2013.12 月作成

2015.5 月一部改変

2016.12 月一部改変

2018.6 月一部改変

2018.8 月一部改変 2019.5 月一部改変

2019.5 月一部改复 2021.7 月一部改訂

2022.3 月一部改訂

注)上記について、変更の必要がある場合は、適宜協議し決定する 消費税(消費税率に係る法改正がなされた場合は、それに準ずる)は、別途徴収する(被 験者負担軽減費を除く)

2. 費用請求の時期

- (1)契約成立時
 - I. 直接経費 1. 審查費用(初回)
 - " 5. 被験者負担軽減費 (SMO 委託の場合は除く)
 - Ⅲ. 端末使用経費
 - IV. 治験導入経費
- (2)治験実施状況報告時(書式11提出後)
 - VI. 継続審査経費
 - Ⅵ. 原資料閲覧経費 ○SDV・モニタリングの場合 ○リモートモニタリングの場合
- (3)症例登録完了時
 - I. 直接経費 2. 臨床研究費
 - " 3. 治験薬・治験機器管理費
 - リ 4. 治験推進経費
- (4)治験終了時
 - I. 直接経費 5. 被験者負担軽減費の清算 (SMO 委託の場合は除く)
 - ッ 6. 事務局経費
 - Ⅱ. 間接経費
 - V. 治験資料保管経費(15年を超える場合は保管年数の確認を行う)
- (5)症例追加時
 - I. 直接経費 5. 被験者負担軽減費 (SMO 委託の場合は除く)
 - Ⅲ. 端末使用経費
- (6) 事象発生時
 - VII. 原資料閲覧経費 ○監査等の場合

以上